

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、平取町外2町衛生施設組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和49年条例第5号)第5条及び第9条に規定する一般廃棄物(以下「ごみ」という。)の排出方法、ごみ収集場所の設置及び清潔保持について必要な事項を定め、円滑なごみ収集作業をするとともに、良好な居住環境の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 廃掃法 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)をいう。
- (2) 組合 平取町外2町衛生施設組合をいう。
- (3) 組合長 平取町外2町衛生施設組合長をいう。
- (4) 構成町窓口 構成町で環境衛生に関する業務を担当する窓口をいう。
- (5) 町民 組合の構成町内に居住している住民をいう。
- (6) ごみ収集場所 ごみを収集する場所として組合に申請を行い、許可を受けた場所をいう。
- (7) ごみステーション ごみ収集当日に、ごみを排出するための一時的な共有の集積容器をいう。
- (8) ごみ流し取り場所 ごみステーションを置けない地区において、個人にて代わりとなる容器やネット等を用いて排出したものを収集する場所をいい、あらかじめ許可を受けている場所をいう。
- (9) 管理者 ごみステーションやごみ流し取り場所の設置申請者、または主に管理する責任者をいう。
- (10) 共同住宅 アパート等の集合住宅、寄宿舎又は下宿の用に供する建築物をいう。
- (11) 共同住宅の建築主 共同住宅を建設しようとする者をいう。
- (12) 共同住宅の所有者等 共同住宅の所有者又は所有者以外にその建築物の管理について権限を有する者があるときは当該権限を有する者をいう。
- (13) 道路 道路法(昭和27年法律第180号)に規定する道路、道路運送法(昭和26年法律第183号)に規定する自動車道及び一般交通の用に供するその他の場所をいう。
- (14) 通路 建物敷地内の人や車の通り道をいう。
- (15) 不適正排出 組合が指定する分別や出し方を守られない行為をいう。
- (16) 警告ごみ 組合の分別基準及び排出基準にそぐわないものをいう。

(組合の責務)

第3条 組合は、効率的かつ安全・衛生的にごみの収集をしなければならない。

2 組合は、ごみ収集場所の清潔保持のため、効果的な施策を立案するとともに、構成町窓口、利用する町民や管理者と協力のうえ清潔保持を推進しなければならない。

(町民の責務)

第4条 町民は、廃掃法第二条の四(国民の責務)のとおり、組合が告示する一般廃棄物処理実施計画に定める収集方法等に示された排出方法に従い、ごみの分別と排出を行わなければならない。

2 町民は、ごみステーション、ごみ流し取り場所にごみを排出するものとする。

3 町民は、清潔保持のための組合の施策に協力しなければならない。

(管理者の責務)

第5条 管理者は、ごみ収集場所の清潔保持のため、次の各号に掲げる方法により、自らごみ収集場所を管理するものとする。

(1) 組合から許可を受けたごみステーションが設置されている場合は、定められた収集日に応じ、ごみステーションの中にごみを排出し、ごみの飛散防止に努めること。

(2) 組合から許可を受けたごみ流し取り場所については、容器やネット等を用い、あらかじめ決まっている場所に排出し、飛散防止に努めること。また、場所を変更する場合は事前に組合の許可を受けること。

(3) ごみ収集場所の清掃及び草刈り、除雪については、当番制を採用するなど利用する町民全員が協力して行うこと。

2 ごみ収集場所の清潔保持のため、放置された警告ごみ、及びポイ捨てごみについては、管理者や利用する町民全員が協力して、清掃や注意を行う。

3 ごみ流し取り場所については、容器やネットを道路上や自宅敷地内に常設することはせず、収集ごみがある場合に、収集日当日にあらかじめ許可を受けた場所に排出すること。但し、常時設置が可能なもので、組合が許可した構造のものは除く。

4 組合より、指導を受けた場合は、管理者や利用者の町民が速やかに改善すること。早急に改善できない場合は、改善まで当該ごみ収集場所を休止すること。

(ごみの排出に用いる指定容器)

第6条 ごみ収集場所に排出する場合の指定容器は、平取町外2町衛生施設組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第3条に定めるものとする。

(ごみ収集場所に設置する構造物)

第7条 ごみ収集場所に設置する構造物については次のとおりとする。なお、令和5年2月13日以前に設置したものはこの限りではない。

2 ごみステーションとして認める設置物の構造は次のとおりとする。

(1) 底面が地面よりおおむね 50cm以上離れていること。

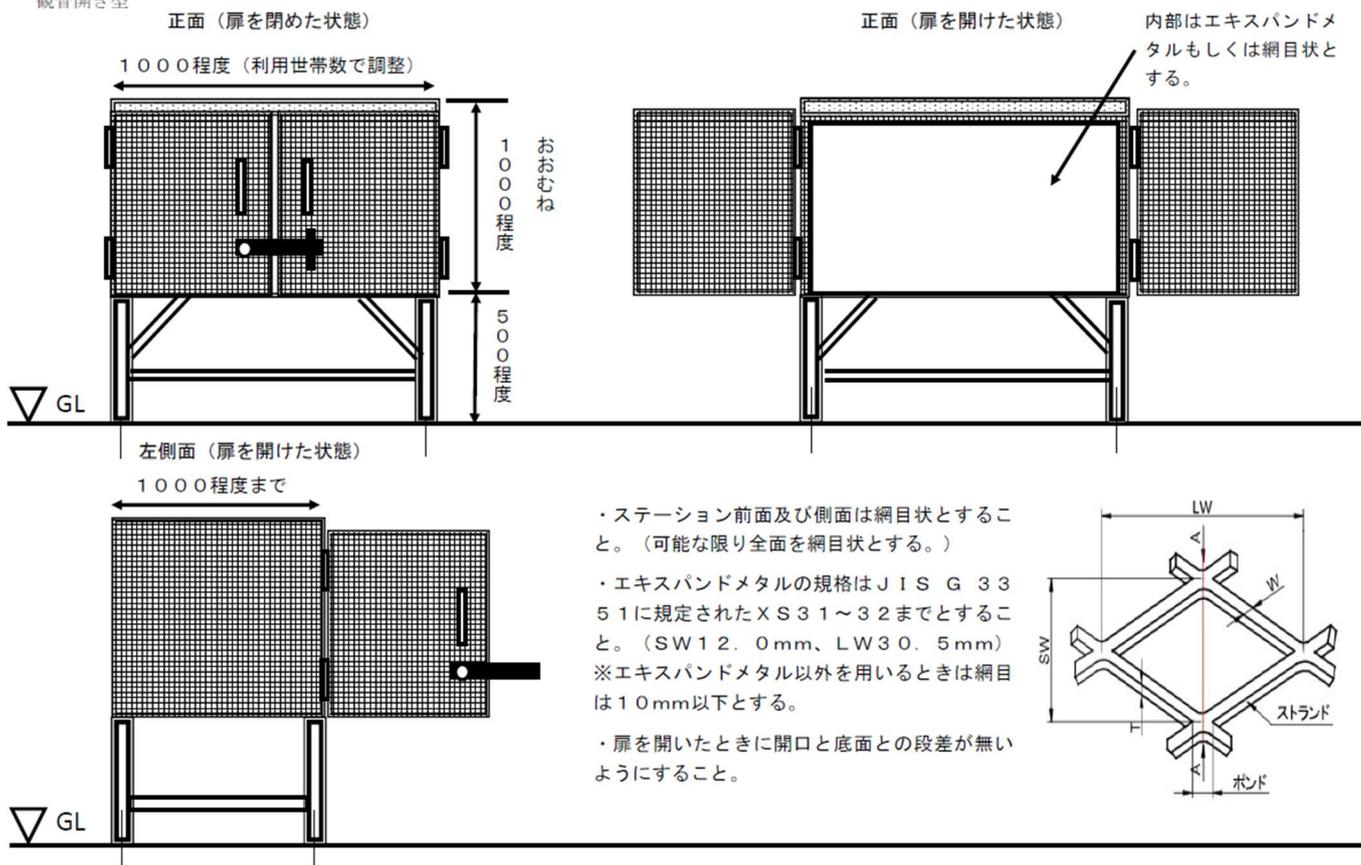
(2) 開口部は観音開きまたは、開き戸になっており、底面からおおむね 1m以上の高さの扉となっていること。

- (3) 奥行きは1m程度とすること。
- (4) 扉のロック部分には、フリップ式の物を用いるなど、冬季間に凍結しない様な構造であること。または、扉の上下部それぞれ1か所以上マグネットを用い、扉が勝手に開くことの無い構造であること。
- (5) 有害ガスの発生や腐敗臭が発生する可能性があるため、ガスが滞留することが無いように最低でも前面と両側面について網目状とすること。(可能な限り全面を網目状の素材を使用する。)網目については鳥獣に荒らされることが無いよう、エキスパンドメタルのJIS G 3351に規定されているXS31~33までとする。(メッシュ寸法がSW12.0mm、LW30.5mmのもの。)またエキスパンドメタル以外を用いるとき、網目は10mm目以下のものとする。
- (6) 突風等により飛ばされないよう対策をすること。

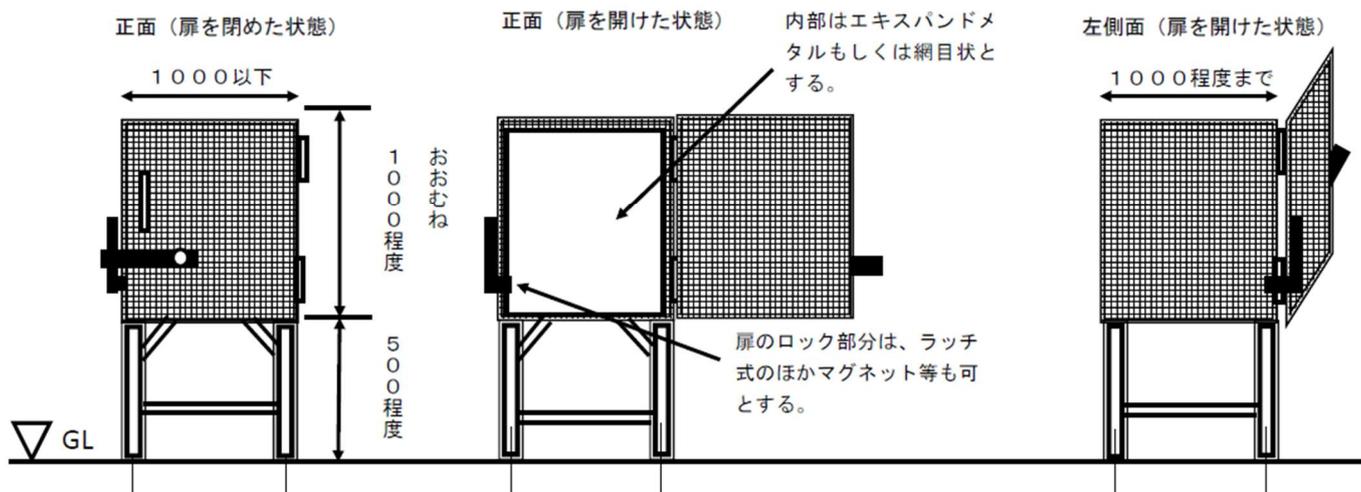
図1

ごみ収集場所に設置するステーションの構造例(単位mm)

観音開き型



開き戸型



- 3 ごみ流し取り場所として認める設置物等の構造は次のとおりとする。
 - (1) 雨水等がたまらない構造であること。
 - (2) ごみ出し専用の容器である旨、表記されていること。
 - (3) 密閉する容器においてはふた等が飛ばされないような構造になっていること。
 - (4) 個人で使用する容器にあつては、所有者の名前などを容器の中などに記載されていること。
- 4 ごみステーションについて組合が許可したものについては、看板などを道路上から見やすい位置に固定や設置をすることとする。看板等が破損、汚損、紛失した場合については、組合に連絡し再交付を受けることとする。

第2章 ごみ収集場所の位置等に係る基準(共同住宅の敷地内に設置する場合を除く。)

(事前協議及び設置申請)

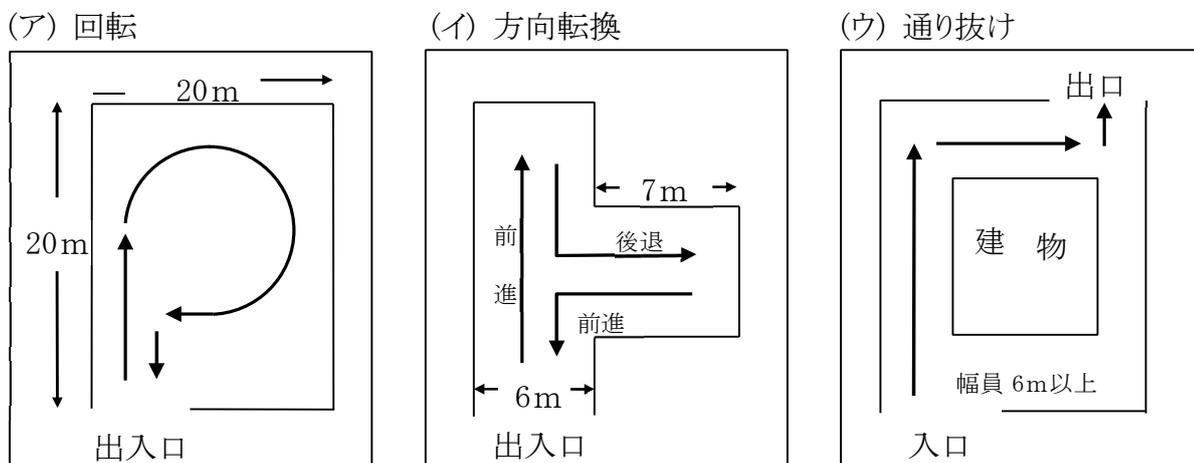
- 第 8 条** ごみ収集場所の位置は、次条に定める基準に適合する場所において住民組織及び利用する町民等が候補地を選定し、組合と協議を行う。ただし、共同住宅の敷地内に設置する場合は第 18 条から第 20 条までに定める基準に従い設置しなければならない。
- 2 住民組織または、個人にてごみ収集場所の新規設置、移設、廃止等を行う場合は、ごみ収集場所申請書(別記様式1)及び誓約書(別記様式3)にて、構成町窓口申請することとする。
 - 3 組合が前項の申請を受理した場合は、申請内容を確認し調査を行うものとする。
 - 4 組合が調査した結果については、ごみ収集場所審査結果(別記様式4)にて通知を行うこととする。

(位置等についての基準)

- 第 9 条** ごみ収集場所の位置等については、原則として以下のすべての基準に適合するものであること。ただし、共同住宅の敷地内に設置する場合は第 18 条から第 20 条までに定める基準に従い設置しなければならない。
- (1) 歩道又は道路側端、所有地等であり、土地の所有者に設置について承諾を受けていること。
 - (2) 交差点、横断歩道付近等道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)に抵触することなく、ごみ収集車が停車して安全に収集作業を行えること。
 - (3) 次のア～ウに該当しないこと。
 - ア 見通しの悪いカーブした道路
 - イ 急勾配の道路
 - ウ 回転又は方向転換ができない袋路状道路
 - (4) ごみ収集場所とごみ収集車停車位置の地面が、崩れるなどの危険性が無いこと。
 - (5) 円滑に収集作業を行うため、ごみ収集場所とごみ収集車停車位置の間に収集作業の障害となるものがないこと。
 - (6) ごみ流し取り場所においては、歩道上や公共設備の近くに固定式の設備を設置しないこと。また、移動式であっても常設しないこと。

- (7) ごみ流し取り場所においては、原則として、国道、道道等の通行量の多い道路に面した場所に設置しないこと。また、収集場所に面する道路路側帯よりおおむね1m以内の場所にあること。
- (8) 例外措置として、ごみ収集車が敷地内に進入して収集する場合は、以下の要件を満たす場所であること。
- ア ごみ収集車が前進で敷地内に進入できること。
 - イ 出入口は道路に6m以上接していること。
 - ウ 出入口からごみ収集場所までのごみ収集車が進入する敷地内通路は幅員 6m以上であること。
 - エ 出入口に門がある場合は、幅 6m高さ 3.5m以上の開口部があること。
 - オ ごみ収集場所は敷地内通路以外の場所に設置すること。
 - カ ごみ収集車の退出のため、以下のいずれかの事項に該当していること。(図2参照)
 - (ア) 回転のため 400 m²(20m×20m)以上の場所があること。
 - (イ) 方向転換のため幅員 6m、長さ 7m以上の後退で入れる場所があること。
 - (ウ) 収集後にそのまま前進で通り抜けられること。
 - キ ごみ収集車が進入する敷地内通路はその重量に耐えうる構造であること。
 - ク ごみ収集車が進入する敷地内通路には歩行者等の危険防止のための安全柵等の適当な設備を設置すること。
 - ケ その他組合長が特に必要と認める事項。

図2



- 2 ごみ収集場所1箇所当たりの利用世帯数は、10～20 世帯を基準とする。ただし、組合長が地域の実情等に応じて必要と認める場合は、5～10 世帯を基準とすることができる。
- 3 ごみ収集場所は同一区画内に既設されている場合、原則 30mから 50m以上離れた場所に設置すること。
- 4 ごみ流し取り場所は同一区画内に既設されている場合、原則 30mから 50m以上離れた場所に設置するか、排出者同士が協議を行い、共通の排出場所を決定して設置すること。

- 5 前項の規定にかかわらず、組合長が前項の基準により、やむを得ない事情があると認める場合は、組合長がごみ収集場所の利用世帯数について個別に判断するものとする。

第3章 共同住宅に係るごみ収集場所の設置及び管理

(対象とする共同住宅)

第10条 この章から第5章までの規定は、住戸を6戸以上有する共同住宅に適用する。ただし、第11条の規定はすべての共同住宅に適用する。

(共同住宅の所有者等の責務)

第11条 共同住宅の所有者等は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) ごみの分別区分、排出日時、排出場所、排出方法、ごみ保管場所等を居住者に周知するとともに、違反する居住者に対しては、直接指導を行うこと。
 - (2) ごみ収集場所及びその周辺の清潔保持について、居住者に徹底を図ること。
 - (3) ごみ収集車が敷地内に進入して収集する場合は、ごみステーション周辺(敷地内通路を含む。)に自動車等が駐車されないよう防止策を講じるとともに、ごみ収集作業に支障がある障害物を除去すること。
- 2 共同住宅の所有者等は、ごみ収集場所を利用する者と協力して、次の各号に掲げる事項を行うものとする。
- (1) ごみ収集場所及びその周辺を清潔に保つこと。
 - (2) ごみ収集場所の周辺の草刈り、除雪を行い、円滑に収集作業を行うことができるようにすること。
 - (3) ごみ収集場所に放置された警告ごみの処理を行うこと。

(あっせん・仲介業者の責務)

第12条 共同住宅の賃貸等に関するあっせん又は仲介業を営む者は、入居時にごみの分別区分、排出日時、排出場所、排出方法等を入居者に周知しなければならない。

(新築共同住宅に係るごみ収集場所の設置)

第13条 共同住宅の建築主は、当該共同住宅の敷地内にごみ収集場所を設置しなければならない。

- 2 前項に定めるごみ収集場所を設置する場合は第18条から第20条までに定める基準に従わなければならない。

(既存共同住宅に係るごみ収集場所の設置)

第14条 共同住宅の所有者等は、当該共同住宅の居住者が近隣に居住する町民とごみステーション等を共用するうえで良好な関係を保持するよう努めなければならない。

- 2 共同住宅の居住者によって継続して不適正排出がなされる等により近隣に居住する町民とごみステーションを共用するうえで良好な関係を保持できなくなったと組合長が認める場合は、当該共同住宅の所有者等は別にごみ収集場所を設置しなければならない。

- 3 前項の場合におけるごみ収集場所の設置場所は当該共同住宅の敷地内とする。ただし、敷地の状態等により敷地内にごみ収集場所を設置することができないと組合長が認める場合は、当該共同住宅の敷地の周辺にごみ収集場所の位置を決めるものとする。

4 ごみ収集場所を敷地内に設置する場合は第 18 条から第 20 条までに定める基準に従い、敷地の周辺にごみ収集場所の位置を決める場合や設置物の構造については、第 6 条及び第 7 条に定める基準に従わなければならない。

(近隣住民への説明)

第 15 条 共同住宅の建築主又は共同住宅の所有者等は、当該共同住宅の敷地内にごみ収集場所を設置する又は当該共同住宅の敷地の周辺にごみ収集場所の位置を決める場合には、近隣に居住する町民等に説明しなければならない。

2 前項に定める事項は、次条に定める事前協議の前に行わなければならない。

(事前協議・ごみ処理及びごみ収集場所の設置計画書)

第 16 条 共同住宅の建築主は、建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)に基づく建築確認申請又は、計画通知の前に、ごみ収集場所の設置等について建築予定区を所管する構成町窓口及び組合と協議しなければならない。

2 共同住宅の所有者等は、当該共同住宅の敷地内にごみ収集場所を設置する又は当該共同住宅の敷地の周辺にごみ収集場所の位置を決める場合には、当該共同住宅の住所地を所管する構成町窓口及び組合と協議しなければならない。

3 第1項及び第2項の協議の際には、次の各号に掲げる書類を提出すること。

- (1) 付近見取り図
- (2) 配置図
- (3) 詳細図(ごみステーション形状図)

(ごみ収集の申込み)

第 17 条 共同住宅の建築主又は共同住宅の所有者等は、ごみ収集を開始する2週間前までに、共同住宅ごみ収集場所申請書(別記様式2)及び誓約書(別記様式3)を共同住宅の住所地を所管する構成町窓口提出しなければならない。

2 組合は前項の申請書を受理したときは、前条に定める計画書の記載内容について現地調査を行うものとする。

3 組合が調査した結果については、ごみ収集場所審査結果(別記様式4)にて通知を行うこととする。

4 共同住宅の所有者等は、第1項の規定により申請した所有者等に変更があったときは、その旨を共同住宅の住所地を所管する構成町窓口へ通知しなければならない。

第4章 共同住宅敷地内ごみ収集場所の設置基準

(基本事項)

第 18 条 共同住宅の敷地内にごみ収集場所を設置する場合には、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 設置場所を所管する構成町窓口と事前協議を行うこと。

- (2) 原則として1棟につき1箇所のごみ収集場所を敷地内に設置すること。
- (3) 隣接する敷地に共同住宅がある場合、所有者間の合意があれば、いずれかの敷地内に、まとめて1箇所のごみ収集場所を設置することができる。
- (4) 容積は1住戸につき60リットル程度を基準とする。
- (5) ごみ収集場所以外の用途と共用しないこと。

2 大型ごみの排出場所は、ごみ収集場所とは別に、原則として、ごみ収集場所の横に排出場所を設けること。

(設置場所についての基準)

第19条 共同住宅敷地内ごみ収集場所の設置場所についての基準は、次のとおりとする。

- (1) 原則として、ごみ収集車が敷地内に進入せずに収集することができる道路に接する場所であること。
- (2) 交差点、横断歩道付近等道路交通法に抵触する場所でなく、ごみ収集車が停車して安全に収集作業を行える場所であること。
- (3) 道路に接する敷地のうち次のア～ウに接する場所があるときは、これを除く場所であること。
 - ア 見通しの悪いカーブした道路
 - イ 急勾配の道路
 - ウ 回転又は方向転換する場所がない袋路状道路
- (4) ごみ収集場所とごみ収集車停車位置の地面が、崩れるなどの危険性が無いこと。
- (5) 円滑に収集作業を行うため、ごみ収集場所とごみ収集車停車位置の間に収集作業の障害となるものがないこと。
- (6) 例外措置として、ごみ収集車が敷地内に進入して収集する場合は、第9条第8号ア～ケの要件を満たす場所であること。

(構造についての基準)

第20条 共同住宅敷地内ごみ収集場所の構造についての基準は第7条のとおりとし、その他については次のとおりとする。

- (1) 道路又は通路に接する長さが奥行きよりも長い形状とすること。
- (2) 雨水又は汚水が溜まらない構造とすること。
- (3) 扉は収集当日の朝から収集が終わるまでの間、施錠しないこと。
- (4) ごみステーションの扉等は車道にはみ出ない構造とすること。

第21条 共同住宅の建築主又は共同住宅の所有者等は、共同住宅の敷地内にごみ収集車が進入して収集する場合には、「共同住宅ごみ収集場所申請書」(別記様式2)に収集場所の見取図を添付し、所管の役場窓口へ提出しなければならない。

2 組合長は前項の申請を受理したときは、第18条第5号又は第19条に定める事項について現地調査を行うものとする。

3 組合長は敷地内収集を認める場合には別紙様式にて申請者に通知するものとする。

第5章 雑則

(委任)

第22条 この要綱の施行に関し必要な事項は、組合長が別に定める。

附 則

(施行期日) この要綱は公布の日から施行する。

ごみ収集場所申請書

年 月 日

平取町外2町衛生施設組合長 様

(申請者名)

住 所

名 前

印

次のとおりごみ収集場所(ステーション・流し取り場所)の(新設・増設・移設・休止・廃止)について申請します。

記

1. 管理者名 (町内会) 名前 電話番号
2. 申請箇所に関する添付書類 (1) 地図上の設置希望箇所 (希望場所を赤印で記入)
(2) 現場写真 (希望場所を赤印で記入)
(3) 設置予定構造物の写真または資料
※許可前に構造物の購入をしないこと。

3. 実施希望日

4. 当該設置場所の利用世帯及び土地所有者について

利用世帯数	用 地	土地所有者名	土地所有者の了解
戸	公有地・私有地		済 ・ 未

共同住宅ごみ収集場所申請書

年 月 日

平取町外2町衛生施設組合長 様

(申請者名)

住 所

名 前

印

次のとおりごみ収集場所(ステーション・流し取り場所)の(新設・増設・移設・休止・廃止)について申請します。

記

1. 管理者名 名前 電話番号
2. 申請箇所に関する添付書類 (1) 地図上の設置希望箇所 (希望場所を赤印で記入)
 (2) 現場写真 (希望場所を赤印で記入)
 (3) 敷地内収集の依頼の有無がある場合は、敷地内の図面を添付すること。
 (4) 設置予定構造物の写真又は資料
 ※許可前に構造物の購入をしないこと。
3. 実施希望日
4. 当該設置場所の利用世帯及び土地所有者について

利用世帯数	用 地	地域住民への説明	地域住民の了解
戸	公有地・私有地	済 ・ 未	済 ・ 未

誓 約 書

平取町外 2 町衛生施設組合長 様

この度、申請するごみ収集場所について、下記の事項を理解し、順守することを誓約致します。

記

1. 平取町外 2 町衛生施設組合ごみ収集場所の設置及び清潔保持等に関する要綱（以下要綱とする。）に基づき、貴組合の施策に協力すること。
2. ごみ収集場所ならびにその周辺について、各所有者等に事前確認の上了承を得ること。
3. 設置物の構造並びに、設置場所等の基準を満たしていること。
4. 承諾前に構造物の購入、設置、撤去、移設などをしないこと。
5. 構造物の設置後、構造物並びに周辺の除草、除雪を徹底し、円滑なごみ収集に協力すること。また、流し取り場所においては、常設することなく、収集日当日に所定の場所に出し、収集後に片付けること。（但し組合が認めた構造物は除く。）
6. 設置場所の付近やごみ収集車両の妨げとなる場所に、ごみと関係ないものや車両を止めないこと。
7. 構造物の破損等について、迅速に修繕を行うこと。または、改善まで休止とし、各利用者等に通知し対応すること。
8. 警告された放置ごみ、ポイ捨てごみなどの撤去を 1 か月に 1 回程度実施し、清潔にすること。
9. 悪天候や、天災が発生した場合など安全に収集が出来ない状況の場合、収集を行うことができないことについて了承すること。また、除雪等の管理がされていなく、収集に支障が出る場合も同様となることについて了承すること。
10. 設置物の更新や場所の変更がある場合は、組合と事前に協議し許可を得ること。
11. 上記について遵守されていない場合は、当該ごみ収集場所を廃止することについて了承すること。また、廃止に関し異議申し立てを行わないこと。

年 月 日

申請者

印

年 月 日

申請者 様

平取町外 2 町衛生施設組合長 印

ごみ収集場所審査結果

年 月 日付で申請のあった下記のごみ収集場所については、平取町外 2 町衛生施設組合ごみ収集場所の設置及び清潔保持に関する要綱第 8 条 4 項並びに第 17 条 3 項の規定に基づき、(許可・不許可) する。

記

1. 申請者名
2. 管理者名
3. 設置場所
4. 実施年月日
5. 備考